

平成22年第357回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成22年9月21日(火曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 請願第3号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 請願第6号・第7号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第40号
請願第4号・第5号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第43号・第44号・第45号・第46号・第47号
認定第1号
審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第42号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号
審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 発議第 8号 免税軽油制度の継続を求める意見書(案)
- 日程第 7 発議第 9号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書(案)
- 日程第 8 発議第10号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書(案)
- 日程第 9 発議第11号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)
- 日程第10 発議第12号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議(案)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君

9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	12番	遠藤守君
13番	根本信雄君	14番	吉田伸君
15番	栗崎千代松君	16番	柏村栄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	富永祥二君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者 兼出納室長	小針茂君
教育次長兼 学校教育課長	藤田忠晴君	生涯学習課長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路寿紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 9月14日の本会議において各常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、これより請願第3号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。どうも御苦勞さまでございます。

総務常任委員会審査結果報告書を読み上げます。

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番までは省略して割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました請願第3号の審査結果は、次のとおりであります。

請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願。

本件は、国の関係機関に、免税軽油制度の継続について、意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、永沼委員から国の制度改革によるもので、趣旨は理解するものの、地方に頼ることなく国会内で議論をつくすべきものと反対する意見、一方で藤井委員から地方の小さな声を国政に反映してほしい、そして何よりも農家の現状を考えた場合には当該免税制度の継続は大変重要なものと請願趣旨に賛同する意見、根本委員からも請願趣旨に賛同するとの意見がありました。

また、青山委員からは、確かに免税は農家の負担軽減につながるものと理解するが、軽油取引税が目的税から普通税に移行された経緯、新たな農家の戸別所得補償制度の適用や免税廃止期限が近いこと、さらに矢吹町でも20件の免税許可があり、今後の動向を見据える必要があるものと継続審査にすべき意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により請願第3号は、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 大変貴重な時間、恐縮でございますが、請願3号に当たり、反対の立場で討論をいたします。

この報告書に今、委員長から報告あったとおりでございますが、これは国の制度であって国には国会議員がいるわけです。ましてこれらの請願は、このほか4件ほどありますが、すべて共産党員そして紹介者は共産党議員でございます。そうした中で、私は一地方議会の16分の1、一人の議員として私の有権者、少数ではありますが、大多数が共産党意見には反対でございます。それによって私も一、この壇上に上がらせてもらっている以上、この共産党員の活動趣旨に対しては反対するものでございます。また、その例えば賛同したにしてもどうにもなるものでもございませぬ。私個人としては反対でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 請願第3号に賛成の立場で討論をいたします。

国の問題は果たして本当に国会議員でしか解決できないのでしょうか。やはり、どんな小さなことでも一つ一つ地方から積み上げて、そして国政に反映させる、そういう地方の小さな声も大切だと思います。今、農家は本当に困っております。米のこの価格の下げどまらない暴落、果たして来年の再生産ができるのでしょうか。そうした中でこの免税軽油制度の継続を求める請願、これは本当に免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営の負担は避けられません。軽油を大量に使う畜産農家や野菜、園芸農家を初め、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれております。

よって、私はこの請願の趣旨に賛同し、請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願に賛成をいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択にすることに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 賛成多数であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◎請願第6号、請願第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより請願第6号、請願第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書、1番から6番までについては割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました請願第6号、第7号の審査結果は、次のとおりであります。

請願第6号 「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願。

本件は、国の関係機関に、義務教育費国庫負担制度の堅持と、少人数学級を標準とする教職員定数の改善や2011年度の教育予算の拡充について、意見書の提出を求める請願であります。

審査に入り、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第7号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願。

本件も、国の関係機関に、複式学級の解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善について、意見書の提出を求める請願であります。

審査に入り、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 請願第7号ですが、私は総務常任委員会ですから中身がよくわかりません、こういうことは。それで一応質問しますので、わかれば答えていただきたいと思います。

それは請願第7号でございます。複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書と、これ本件もということになっているんですけれども、全く何を基準として言っているのか私もわかりませんので、まあ説明していただければありがたいものと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

委員長。4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 小規模校における事務職員、これはあの全学校にあります。養護教員、栄養教職員でございますが、現在矢吹町におきましては矢吹中学校、善郷小のみでございます。

○議長（柏村 栄君） はい、そのほか。

はい、14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 私もあの報道機関の報道に間違いがあるかどうかわかりませんが、教員の方の増員を図るということで、3万何千人、約4万弱の人たちが、新しく教員の国の文科省のほうで増員するというふうな方針をとっているのですけれども、そういうふうな中身になっていくのですけれども、こういうものが必要かというふうな意見書と、まあ意見書、あの要望書なんだからあれなんでしょうけれども、何か矛盾しているような気がしてなりませんけれども。委員長、報告をお願いします。

○議長（柏村 栄君） はい、委員長。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 一部あの前の分を読み飛ばした部分ございますがもう一度、説明をさせていただきたいと思います。

要するに複式学級の解消に関しては教職員の定数の基準の改善をしていただきたいという請願でございますし、先ほど答弁を申し上げましたように、小規模校においての事務職員は今矢吹町については全員いらっしゃる、全員いる、配置をしている。

ああ、吉田議員には申しわけございません。

はい、わかりました。

○議長（柏村 栄君） はい静粛をお願いします。

○4番（鈴木一夫君） 報告をさせていただいたということで、まず一回ここでご了承をいただきたいと思ます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「担当課から答弁してもらえないんじゃないの、だって」「だけどなあ。これ委員会……」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 暫時休議いたします。

（午後 1時16分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 1時55分）

○議長（柏村 栄君） これより、議会運営委員会が開かれましたので議会運営委員長から報告をお願いします。
12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） ただいま休議中に、議会運営委員会を開きまして、結果が出ましたので報告申し上げます。

ただいま委員長答弁保留対応について当議会運営委員会で協議した結果、委員会審査経過においても詳細数値の審査がなかったため、委員長から14番吉田君からの質疑に対する答弁内容について、調査のため暫時休議の要求がありましたので、その調査のため暫時休議することに決しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（柏村 栄君） ただいま委員長報告のとおり、暫時休議いたします。

（午後 1時57分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 2時08分）

○議長（柏村 栄君） ただいまの質疑に対する委員長の答弁を求めます。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） それでは、先ほど吉田議員からご質問を受けた件についてお答えをいたします。

当初我々の委員会の中で、こういう質疑が出なかったものですから大変失礼をいたしました。

それではお答えをさせていただきます。

まず、教職員の定数ですが、国は40人から35人に。複式学級ですが、2の学年、要するに2つの学年で小学校の場合は16人以下、中学校の場合は8人以下というのが複式学級の基準でございます。参考までに、福島県におきましては小学校2年生のところは30人にしておりますね。小学校3年生以上は33人、中学校1年につきましては30人、中学校2年、3年については33人でございます。さらに、学校給食関係の職員ですが、学校給食関係ですが550人以上は1人、549人以下では4校に1人という基準がございます。なお養護職員につきましては全校、いらっしゃる場合全校ということで、まあこれが基準です。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかありませんか。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） では、私の考えを述べます。質問の中に入るか入らないかわかりませんが、私は団塊の世代でございます。私の学級は55名でした。もちろん先生は1人です。教室は満杯で、けれども時代の流れという中、やらなければならないという時代なんだかもしれませんけれども、それなりに55名で1クラスで学校生活を私は送ったつもりでございます。先ほど言ったように、担任の先生は1人です。恐らくそういう方が多いだろうと思います。私は昔話を申し上げておるのではありません。いかにしてやる気を起こさせるのは指導者であってこの間も教育長にお願いしたはずですが、教員の数ではないということを私は言いたかっただけです。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 今のは要望ですか。

○14番（吉田 伸君） 要望でいいです。

○議長（柏村 栄君） はい。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 請願6号、7号について反対の立場で討論いたします。

今、大分議運の委員会でもめて、まあ委員長から報告があり、3割程度わかったかなというふうな中で納得しているわけですが、この意見……

〔「議長、今、討論に入ったんじゃないのか」「討論に入りました」と呼ぶ者あり〕

○10番（永沼義和君） 討論だよ。申しわけないです。声小さかったかな。

この件に関しては、また藤井精七君、棚木良一君、日本共産党党员でございます。まあ、中身に対しても国の政策であるこの文科省ではもうここ何年じゃないんですよ、何十年、児童生徒教育に対しての議論は、審議は共産党员だからなお承知のことでございますが、日夜審議して最高のレベルにまで何とか持っていくと思ってやってきたことでございます。教職員を増やすことももちろん、先ほど同僚議員の吉田委員からもありましたが、私は57名でございました、1クラス。そうした中に1クラスの中で競争意識がもちろん芽生えました。それは、社会環境、状況が違います。今は少人数、子供が少ない。まあそうした中でも私は教育長にも常に言ってきたのですが、子供の少ない家庭、家庭の子供、一人っ子、一人っ子と3人の子供と心が全然違います。果たして少人数がいいのか。私は決していいとは思いません。多くいる中でましてそこで友情も芽生え、もちろんけんかもあるでしょう。そうした中で子供は育っていくものと思います。ただ、今回の5件の請願すべて共産党员の紹介、また請願者も共産党员であろうと思いますが、共産党员の点数稼ぎというか、極端に言うと、今回の県知事選、間もなく始まるわけですが、これまでの歴代知事選の中でも無投票であるべきものが県費を使っただけの共産党员の調査であると思っております。そうした中で今回の請願書も同僚議員の中には自民党の党员、そして民主党の党员もいるかと思いますが、そうした中で共産党の活動に賛同、私はできないということですのですべての請願に対して反対するものでございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 請願第6号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願、請願第7号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出方の請願について、賛成の立場で討論を行います。

ただいま反対討論の中で、紹介議員が共産党ということで、私は共産党员ですからそれはいいです。しかし、

提出者をご承知のように県の教員組合、そしてまたこの地元の西白河教員組合から出された請願でありますので、共産党員ではないのでこの点は誤解のないようにしていただきたいと思っております。

ご承知のように請願趣旨にもありますように今福島県の先生方、また日本全国の先生方がすべての子供たちが学ぶ喜びを実感し、豊かな人間性と能力を身につけることのできる教育を目指して日夜頑張っているわけがあります。福島県においては、2002年度、平成14年度から小学校1年と中学校1年で30人学級を実施し、2003年度から小学校2年に拡大して少人数教育を実施しているわけでありまして。このことについては大変喜ばしいことであると思っております。そういった中で、それぞれの立場で少人数教育のよさを実感していることが明らかになってきたと。そして生活面での指導の充実も成果が見られ、暴力行為やいじめの減少にもつながっていると言われております。そういった点について、請願事項であります子供たちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と学校施設整備、図書費、教材費、就学援助奨学金など2011年度の教育予算に拡充を求めるということは当然でありますので、私はこの請願第6号に賛成するものであります。

また、請願第7号の請願事項にもありますように、子供たちに豊かな教育を保障するために複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を求めることは当然でありますので、請願第7号にも賛成するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより請願第6号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出の請願を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 賛成多数であります。

よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第7号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出の請願を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、請願第7号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出の請願は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第40号、請願第4号、請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第40号及び請願第4号、請願第5号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番まではご案内のとおりですので割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号、請願第4号、第5号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第40号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、隈戸川河川敷沿線の管理用道路を町民の体力増進と健康づくりに向けたサイクリングロードによる整備から、道路法第8条第2項の規定に基づき、館沢3号線及び滝八幡8号線にそれぞれ町道として認定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願。

本件は、国の関係機関に、年産にかかわらず米の40万トン程度の政府買い入れと、米価の下落対策を講じることについて、意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、遠藤委員から世界情勢、自由経済の流れは日本独自の行動では対応できないものと解する。また戸別所得補償制度もあることから国の情勢を見据える必要があるものと継続審査にすべき意見があり、一方棚木委員からは、今日本の農業の再生が大きな課題となっており、農産物の価格補償などの徹底により農家経営が安定すれば、地域経済そして安全安心な食糧供給につながるものと請願趣旨に賛同する意見があり、挙手採決の結果、採択すべきものと継続審査とすべきものが同数のため、委員長裁決の結果、原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第5号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願。

本件は、国の関係機関に、E P A ・ F T A 推進路線の見直しと、日豪交渉を中止し、アジア太平洋自由貿易圏構想の撤回について、意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、遠藤委員からこの自由貿易経済情勢のなか、輸出入政策は日本に限らず各国の経済情勢に大きく影響するもので、今後の政府による動向を見据える必要があるものと継続審査にすべき意見があったが、棚木委員からは、日本がミニマムアクセス米を買い続ければ、世界的な米不足と価格高騰に加担するもので、さらに途上国の食糧を奪うことにもなり、人道上からも許されないものと請願趣旨に賛同する意見があり、挙手採決の結果、採択すべきものと継続審査とすべきものが同数のため、委員長裁決の結果、継続審査にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） ただいまの請願に反対する立場で討論をいたします。

この請願の趣旨は、世界的な貿易の中での中身であり、世界の中の日本でございます。そうした中で、矢吹町の議会が国へ請願書、意見書を提出しても、国のほうでも困るほど悩むんだか、どうあるかわかりませんが、決められるものでなく、今後ますます今政権が交代した中でどういったかじ取りをしていくかわかりませんが、こういった問題に対してはやはり国に任せるべきであって、まして日本共産党は国会議員もいるわけでございますから、やはり共産党は共産党議員に、国会議員に頼むべきであって、町議会に頼む、依頼することでは私はないと思います。

私個人としてはこの問題に対しても反対でございます。

○議長（柏村 栄君） これは請願4号だけでいいですか。何号、請願4号だけ。請願4号だけでいいですか。

5号は継続審査ですから。

〔「請願4号と5号だよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 4号だけでいいんですね。5号は継続審査ですから。

〔「はい。ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） はい。そのほか、ございませんか。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 請願第4号 米の大暴落に歯止めをかけるための請願に賛成の立場で討論いたします。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものです。それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進めている戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定、回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

これが、この意見書提出の案でございますが、私はこの請願の趣旨に賛同し、賛成するものでございます。

また、請願……

〔「5号、5号はいいですか。これはいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第5号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願については、委員長報告は継続審査であります。

◎議案第43号～第47号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第43号、第44号、第45号、第46号、第47号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりです。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第43号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,119万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,395万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金を減額し、繰越金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、諸支出金などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳出予算の款項区分ごとの金額をそれぞれ補正するものであります。

歳出予算の款項区分による補正内容は、総務費を増額し、事業費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算に1,170万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,186万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ453万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,519万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費及び諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、収入予定額に490万円、支出予定額に601万1,000円をそれぞれ追加し、収益的収入予定総額を4億6,596万7,000円に、支出予定総額を4億9,793万9,000円とするものであります。

収益的収入補正の主な内容は、営業外収益を増額するものであります。

収益的支出補正の主な内容は、営業費用を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成21年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額70億4,147万3,000円に対し歳出総額67億7,497万3,000円で、差し引き2億6,650万円の黒字となるが、うち翌年度に繰り越すべき財源として1億3,883万円を差し引いた実質1億2,767万円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から平成21年度当初予算編成の段階から地方行政や町民の思いが十分に反映されておらず、予算執行面においてもこうした思いにこたえられなく課題も多いことから反対する意見、また青山委員からも、町民が今後さらに福祉行政の推進を期待する中、町の実質公債比率がまだまだ高い値を示しており、町民への負担がなかったとは言い切れないものがある。財政指標数値諸々を見ても町民の方々が満足した決算、

行政サービスではなかったものと判断し反対する意見があった。一方、熊田委員からは平成21年度は財政再建3カ年計画の最終年度でもあり、これまでも行政サービスの縮小など住民の方々には我慢の行政執行とはなつたものの、単年度に限らず、3カ年とも再建目標を達成するとともに、そうした財政再建中の厳しい財政状況にもかかわらず、職員の総力と創意工夫によりまちづくりに努力されたものと評価し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 認定第1号 平成21年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。

新自由主義経済路線の破綻による大きな傷の広がり、格差社会、そうした現状において一層地方自治体の役割は重要、大切になりました。住民の健康や福祉を守ることが第一の仕事ですが、その施策の実現を図るために先輩たちが考え、思いを出し合ってつくり出してきた数々の施設、そうした思いが遠い昔になってしまうのか。施設が町から離れてしまう、それと同時に町民の方々の各施設に寄せる心も離れてしまうのではないかと心配するものです。

職員の方々が朝起きたら、さあ、今日も町民に評判の悪い職員として働くぞ、なんて決意して役場に来る人はいないはずで。

地域の中で人が互いに励まし合って学び合って生きる社会をどうつくるのか、豊かな社会をどうつくるのかということに、政策づくりから実施に至るすべての場面で心を砕いていくことが役場職員の仕事のスタイルと思います。

たとえ上司の指示があっても町民のためにならないと判断できるならば、拒否することもあり得るぐらいの迫力を持って仕事をすべきではないでしょうかと私は思い職員としての人間づくりには人事考課制度にはこうした問題があると考えます。

そうした中での21年度予算は、執行は町民の信頼にこたえているとはいいがたいものであり、認定第1号に反対いたします。

○議長（柏村 栄君） はい、そのほかございませんか。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 平成21年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

本件は、景気低迷による税収の減少や国の三位一体改革の影響による地方交付税の削減等、財政状況が厳しい中にあり、財政再建3カ年計画に取り組み、内部管理経費を削減しながらも、相対的な住民サービスの維持向上を図るため、選択と集中による事務事業を推進した結果があらわれているものと考えます。

財政再建3カ年計画の最終年度である21年度は、単年度並びに3年間トータルで削減目標を達成しております。

財政再建は本来実在の行政サービスではありませんが、当町の場合、教育施設の耐震化対策と並んで最優先事項でありました。

結果として町民の理解も得られたと思います。

そんな状況下でも、長年の懸案事項となっていた矢吹中学校改築事業についても、国の緊急経済対策であるスクールニューディール構想により有利に着手できたことや、高齢者の医療費増加が国民健康保険財政を圧迫し、国保税の値上げが避けられない状況の中、一般会計からの支援により国保税の値上げ幅を圧縮し、町民の皆さんの負担軽減を図ったところであります。

さらには実質公債費比率についても、昨年度よりさらにステップアップし、健全財政と言われている18%未満への道筋が示されたことは、町民サービスの向上を図るため効率的かつ効果的な財政運営の結果が顕著であり、財政健全化に取り組んだ決算内容であると評価ができるものであります。

よって、本案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

〔「熊田君のほうがりっかりしているわ」と呼ぶ者あり〕

○9番（熊田 宏君） ありがとうございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第43号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成21年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第42号、認定第2号～第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第42号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員長、10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 矢吹町議会議長、柏村栄殿。

第2予算決算特別委員会、委員長、私永沼でございます。

最後の委員長でございますが、お聞きづらいところがあるかと思いますがお許してください。

第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりで省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第42号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号の審査結果は、次のとおりです。

議案第42号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,024万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億1,688万4,000円とするもので、併せて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税、繰入金、繰越金、町債などをそれぞれ増額し、町税及び国庫支出金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、民生費、農林水産業費、教育費、災害復旧費などをそれぞれ増額し、土木費を減額するものであります。

地方債の補正では、県営農道整備事業債、農業施設災害復旧事業債、土木施設災害復旧事業債をそれぞれ追加し、地方道路等整備事業債の限度額を減額し、臨時財政対策債及び学校教育施設等整備事業債（中学校）の限度額をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額20億4,100万9,000円に対し、歳出総額19億4,410万7,000円で、差し引き9,690万2,000円の黒字決算であります。

討論に入り、棚木委員から、黒字決算による予防医療活動の成果は評価するものの、我が町の国民健康保険税は県内でもトップクラスと言えるほど高いため、払いたくとも払い切れないという住民の声にもかかわらず、わずかですが値上げされたので、町民の暮らしを守る立場から反対する意見、一方、遠藤委員から、平成21年度の決算は予防医療の推進方策に努め、歳入歳出決算額ともに前年より削減され、高額療養費についても減少傾向にあり、また一般会計からの繰り入れなどによって国民健康保険税の値上げを抑制するなど、町民の暮らしと健康増進に努力されたものと評価し、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額6億7,688万3,000円に対し、歳出総額6億7,678万2,000円で、差し引き10万1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1,179万7,000円に対し歳出総額15万9,000円で、差し引き1,163万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額2,425万円に対し、歳出総額1,254万2,000円で、差し引き1,170万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億9,424万7,000円に対し、歳出総額1億9,424万6,000円で、差し引き1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額9億780万4,000円に対し、歳出総額8億9,876万円で、差し引き904万4,000円の黒字決算であります。

討論に入り、棚木委員から、平成21年度の決算は第4期介護保険事業計画の初年度として保険料も値上げとなったため、町民の暮らしを守る立場から反対する意見、一方、鈴木委員からは、高齢者による要介護の認定率が向上、介護サービス給付費も年々増加傾向にあり、住民への介護保険制度の定着とサービスの提供が向上されたものと評価する。なお、今後も介護保険制度の運営においては課題も多いと思うが、引き続きスムーズな事業運営を期待して本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億3,026万1,000円に対し、歳出総額1億2,865万5,000円で、差し引き160万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号 平成21年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億5,617万1,000円に対し、支出額4億7,182万2,000円で、当年度純損失1,565万1,000円の赤字決算であります。なお、当該欠損金については、翌年度において積立金及び資本剰余金の繰り入れにより処理を予定する内容のものであります。

資本的収支では、収入額7,916万6,000円に対し、支出額2億1,650万4,000円で、差し引き不足する額1億3,733万8,000円は、当年度分消費税調整額と過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんする内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

大変お聞きづらいところ、以上のとおり報告終わります。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 認定第2号、平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

国保会計の平成21年度決算は、歳入で20億4,100万9,000円、歳出で19億4,410万7,000円、差引き9,690万2,000円の黒字決算であります。その他国保の積立基金、21年3月31日で6,272万3,648円、22年3月31日では6,297万4,542円であります。

今、市町村が運営する国民健康保険の財政が窮迫していることはご承知のとおりであります。国保から給付する医療費の伸びに対し、不況で加入者の所得がふえず、国保税収入が減っているためと、国の負担が減っているからであります。民主党政権になって広域化の話がありますが、もともと国保が赤字なところが集まっても、さらに赤字がふえるだけであります。平成21年度も国保税が加入者にとって高い税金であることに変わりはありません。その最大の理由は加入者の貧困化が進んでいることです。中小業者の経営と暮らしは深刻さを深め、本業だけでは生活できない状態が広がっています。全国で事業所得200万以下が申告者の47.8%にも達していると報道されております。このことを見ても明らかでありますし、そのことは矢吹町にも言えることであります。

一般質問でも言いましたが、矢吹町の国保加入者の10年前の1世帯の平均所得は195万2,000円、そのときの平均国保税は19万1,077円であります。10年後の平成21年度では、平均所得が151万4,000円と下がっているにもかかわらず、国保税は逆に21万6,724円と大きく引き上げられております。その結果、国保税の滞納額が大幅にふえております。10年前には1億6,967万2,704円だったのが現在は3億2,994万904円に膨れ上がっております。再三言っておりますように、余りにも高い国保税については町民の方々からも悲鳴が上がっているわけでありまして、何とか引き下げしてほしい、こういう切実な声が出ているわけでありまして。国保税の大幅な引き下げが町政の課題でもあるにもかかわらず、介護分で引き上げたことは問題であります。

21年度の当初予算のときにも言いました。町長は市政方針の中で、町民の一人一人が輝き、みんなが健康で元気な町をつくれます。医療費を抑制するため、福島県立医科大学の協力を得ながら、継続してヘルスステーション設置運営事業を推進していることは大いに結構だと思います。この中でも福大の先生は、矢吹町は立派な施設がありますね。温泉や温泉プールがあるのに利用者が少ない。指定管理にして値上げでは利用しようと思っても収入の少ない人たちにとっては足が遠のくのは当たり前ではないでしょうか。町民の健康増進施設としての建設された健康センターは目的本来の施設として町民の健康増進と予防医療、介護福祉など保険活動の一体化の取り組みが重要であることは、町自体も認めているわけでありまして。

自治体の役割は住民福祉の向上であり、町民の健康と暮らしを守ることは町政最大の課題でもあります。そのためにも健康センターは町が責任をもって管理運営してこそ町民の皆さんにも安心できるし、先陣の方々の思いも実るものと思います。

そしてまた、大変重要な問題は、国保税を滞納しますと保険証を取り上げてしまう、そればかりか子供やお年寄りそして介護利用者までサービスを制限するというのですから、大変であります。まさにお金の切り目が命の切り目になりかねないものになってしまいます。滞納したからといってサービスを制限するなどということは問題であります。

そしてまた、今回の認定第2号は、値上げするまでもなく、値上げしない財源があるのにもかかわらず値上げをしたわけであります。そのことについては私は町民の暮らしと健康を守る立場から、認定第2号に反対するものであります。

次に、認定第7号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

2000年4月に介護保険制度がスタートしてから10年、サービスの受給者、介護費用は右肩上がりに増加し続けています。この間、介護保険サービスの総量が増えているにもかかわらず、構造改革路線が進める社会保障切り捨て、毎年2,200億円も削減してきたわけであります。しかも、制度の改定のたびに費用負担が増やされ、利用が制約され、介護報酬が切り下げられ続けられてきた結果、家族介護の負担は今も重く、家族の介護などのために多くの方々が仕事をやめています。高い保険料、利用料を負担できず、制度を利用できない収入の少ない方々もおります。介護を苦にした痛ましい事件も後を絶ちません。家族介護から社会で支える介護へ、介護の社会化という当初の看板に反して、介護保険は繰り返し改悪され負担増や介護取り上げが進められてきました。在宅での生活はますます厳しくなり特別養護老人ホームなど施設の順番待ちは一層深刻であります。介護保険制度は当初サービスを選択できる制度と宣伝されましたが、現実には保険あって介護なしともいえるべき深刻な問題が露呈しているわけであります。

このような中での平成21年度の矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入で9億780万3,938円、歳出で8億9,876万469円で、歳入歳出差し引き残高904万3,469円、介護保険給付費支払い準備基金1億214万1,034円であります。平成21年度当初予算で第4期の保険料をこれまでの年3万264円から3万3,800円に改定し、3,536円も引き上げられたものであります。当初予算でも支払い準備基金が1億円もありますので、それを使えば値上げしないで済むことを指摘したにもかかわらず値上げを実施した決算であります。今でさえ高い保険料、利用料を負担できず、利用できない収入のない方々もいるわけでありますので、誰もが安心して利用できる公的介護保険制度にしていかなければならないと思います。

財政の健全化を目的に内に厳しく外に優しいなど言いながら町民に安易な負担増を押しつけ、払えない人には負担の公平性を確保するために行政サービスの制限をするなどということは問題であります。値上げなど認めるわけにはまいりません。

私は、憲法第25条を守る立場から、認定第7号に反対をいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆様、ご苦労さまでございます。

私は、認定第2号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を認定することに賛成の立場で討論いたします。

国保事業としては、予防事業の一環として人間ドックや医療費通知、広報誌、パンフレットによる啓蒙活動のほか、予防事業に重点を置いた特定検診が始まり、生活習慣病予備軍と判定された方に対する特定保健指導をする等、早期治療による医療増高の抑制に努め、また決算収支は9,690万円の黒字決算としたことを高く評価し、法案に賛成するものであります。

皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） はい、そのほかございませんか。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 認定第7号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険事業は、制度発足以来10年目となります。発足当初よりも介護サービスの利用者、介護サービス給付費ともに年々伸びておりますが、これはある意味、介護保険制度が定着してきたものであり、住民にとっては必要な制度になっております。

また、介護予防事業を実施し、介護サービスの給付費の抑制に努めるなどをしており、先ほど棚木委員からもございましたように、決算収支では904万円の黒字決算をしたことを評価いたしたいと思っております。

今後につきましては課題も多いと思っておりますが、引き続きスムーズな事業運営を期待して本件に賛成をするものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第42号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。
お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第9号 平成21年度矢吹町水道事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

以上ですべての審議は終了いたしました。今会期中に議員から追加案件の提出、常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出などの提出がありましたので、その取り扱いについてただいまから議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 3時17分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 3時32分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 追加案件の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 休議中に、ただいま開催されました議会運営委員会の結果について報告いたします。

会期中に議員から追加案件5件が提出されました。また、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から、閉会中の継続調査申し出並びに議会運営委員会から会期外付託申し出が提出されました。また、議員の派遣についての取り扱いについて議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元の配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。ご協力よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま委員長の報告どおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程につきましては、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより発議第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 発議第8号について述べます。

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）。

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税の改定によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1リットル32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強くのぞまれています。

以上の趣旨から下記の事項について実現を求めます。

記

1 免税軽油の制度を継続していただくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月21日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第8号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終了します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終了いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより発議第9号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 発議第9号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書（案）。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

福島県では、2002年度（平成14年度）に小学校1年と中学校1年で30人学級を実施しました。その後、2005年度（平成17年度）からは、小中学校全学年で県単独の少人数教育が実施されています。県教委の調査（平成19年度）では、児童生徒は「勉強がわかるようになった」「先生と子どもが話をする機会が増えた」、保護者は、「丁寧に見てもらえるようになった」、教員は「個に応じた指導ができる」「指導面で早期に対応できる」など、それぞれの立場で少人数教育の良さを実感していることが明らかになりました。また、生活面での指導の充実にも成果が見られ、暴力行為やいじめの減少にもつながっています。

少人数教育は大きな成果を上げています。そして、児童生徒、保護者、教職員の多くは少人数教育の継続を

望んでいます。今後さらに充実した少人数教育を行うためにも、国の財政負担と責任で学級編成基準を30人以下とする標準定数法の改正が必要です。そして、充実した教育を進めるためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に回復するなど教育予算の拡充が必要です。また、地方財政が厳しい中でも教育諸条件整備を進められるように、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など国の教育予算の拡充を進める必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

記

1 子どもたちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など、2011年度の教育予算拡充を図ること。

平成22年9月21日。

文部科学大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第9号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第9号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書（案）、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は提出することに決しました。

ここで、時間延長したいと思います。

それでは時間延長したいと思います。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより発議第10号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 発議第10号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書（案）。

少子化による児童数減少によって、複式学級による指導を行わなければならない学校も増えています。福島県における複式学級は年々増加し、平成21年度は公立小学校で220学級が設置されています。県及び各自治体では、複式学級の実質解消に向け教員の加配に努力されていますが、まだまだ解消されていません。

複式学級では、一人の教師が時間を区切って学年の異なる子どもたちに直接指導とプリント学習等による間接指導を行っています。学習指導において、直接・間接指導の切り替えがスムーズに行かず学習が停滞したり、間接指導時に思考の中断が生じたりします。課題を克服するために、教員は日々研修を積んで複式学習指導法の技術を身につけ、子どもたちの豊かな学習活動を保障するために多様な工夫・支援を行っています。

複式学級設置の小規模小学校では、児童も教職員も大きな負担を抱えながら学習活動、学校運営を行っている現状にあります。児童及び教職員の負担を軽減し、たとえ少人数でも平等な教育を受けられるよう、複式学級を解消する教職員定数基準の改善を強く願うところです。

また、小規模校ということで、事務職員または養護教員が未配置の学校もあります。子どもたちの学校生活を支える学校事務職員、子どもたちの健康・安全を支える養護教員の役割は通常の学校と同等です。小規模校であっても全校に配置し、子どもたちの学校生活、学習活動を支える教育条件を整えることが必要です。さらに、給食の食数減により、自校給食実施校にもかかわらず、栄養教職員が配置されていない学校も多く存在します。栄養職員の配置されていない学校では、その業務を養護教員等が担っており、自らの業務と合わせて負担過重となっています。食の安全、食育の推進においても、栄養教職員の配置基準の改善が必要です。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

記

1 子どもたちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び、小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を図ること。

平成22年9月21日。

文部科学大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第10号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、発議第11号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）。

昨年、わずかな米の過剰ではじまった需給のゆるみが、政府が適切な対策をとらなかったために雪だるま式に広がり、米価は9カ月連続で下落し、ついに6月の相対取引は史上最低まで落ち込んでいます。

この間、政府の需要予測の狂いもあり6月末在庫は316万トンにもふくれ上がる一方豊作が予測される今年の作柄とも相まって、「米過剰」は一層、深刻化しようとしています。

超早場米の出荷がはじまりましたが、宮崎県のコシヒカリの生産者概算金は前年より2,000円も低い1万円となり、それに続く早場米地帯の概算金も千葉県、大分県などで1万円と報じられるなど、深刻な事態となっています。

市中相場は新米で12,500円程度といわれ、売れ残っている09年産米は、さらにそれ以下の価格にならざるを得ません。現状を放置すれば、米の需給の混乱も米価の下落もかつて経験したことのない異常事態になることは必至と思われます。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものです。それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進めている戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から下記の事項について速やかな実行を求めます。

記

1 年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。

2 米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月21日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

ただ、最後に私申し上げますが、この政府に対しての反発のような意見は私提出者としては思っておりませんので、よろしくその辺をご審議ください。

○議長（柏村 栄君） これより発議第11号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第11号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより発議第12号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、ご協力方お願いいたしたく、提案するものであります。

- 1 名称 矢吹町議会活性化等調査特別委員会
- 2 構成人員 15人
- 3 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
- 4 調査期間 特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了までの閉会中の継続調査とする
- 5 目的 地方分権が進むなか、今、各自治体では、真の地方分権の実現に向けた取り組みが大きな課題となっている。

住民がどの地域においても住みよいまちづくりを進めるための議会の役割と責任も一層大きくなっている。また、議員には不断の研さんによる資質の向上が求められている。

地域主権といわれるなかで、主権者である町民の信頼に応え、民主的で公平かつ公正な議会づくりを進めるためには、二元代表制に基づいた執行機関に対する監視、評価機能の強化が重要である。また、提案権、修正権等、住民の目線において行動する議会への変化が求められる。

このようなことから、議会や議員の役割と責務全般を系統的に調査及び研究し、将来的には条文にまとめ町民と共有する必要があると考え、議会改革に向けた特別委員会を設置構成するものである。

ご賛同よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより発議第12号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第12号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第12号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）は、これを設置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）については、設置することに決しました。

お諮りいたします。矢吹町議会活性化等調査特別委員会の委員については、矢吹町委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認め、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

今、構成委員名を配りますから、待ってください。

〔資料配布〕

○議長（柏村 栄君） それでは、事務局長に構成委員を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

ここで、ただいま構成されました特別委員会の正副委員長を選出するため、暫時休議いたします。

控え室で行います。

（午後 4時00分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 4時07分）

○議長（柏村 栄君） ただいま、特別委員会の正副委員長が選任されましたので、議長から報告いたします。

矢吹町議会活性化等調査特別委員会、委員長に12番、遠藤守委員、そして副委員長に4番、鈴木一夫君が選任されました。

ここで、ただいま選任されました委員長から発言を求めます。

よろしくをお願いします。

12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） お疲れのところまことに恐縮でございますが。

ただいま矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に伴いまして、不肖私委員長という、何か大きな問題を投げかけられたわけでございますが、これらについては私が発議の中で目的等々をお示ししたわけでございます。これらにのっとりまして皆様方のご意見を集約しまして、来る終了時までにとまとめたと思いますので、なお一層の皆様方のご協力をお願いするわけでございます。なお、副委員長には鈴木一夫議員が就任されたわけでございます。今後ともよろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から閉会中の継続調査申し出があります。

また、議会運営委員会委員長より、次期定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、継続調査の会期外の付託とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会広報編集委員会の各委員長からの継続調査申し出及び議会運営委員会委員長より、次期定例会の運営協議のため会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第12、これより議員の派遣について議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎町長発言

○議長（柏村 栄君） 以上で議案、審議は全部終了いたしました。

続きまして町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、発言をさせていただきます。

第357回矢吹町議会定例会最終日に、柏村議長初め議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は皆様のご理解のもと、全議案原案どおり可決いただきました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、発言をお願いしたのは臨時議会の開催についてであります。

先般、人事院勧告があり、月例給、ボーナスとも引き下げの内容となっております。これを受けて本町の職員等の給与改定については議会の議決が必要となることから、臨時議会を開催して審議をお願いしたいと考えております。

開催時期は11月下旬を予定しておりますので、ご了解をお願いいたします。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） これで、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

これにて第357回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 4時12分)

